

厚木市自治基本条例 運用状況点検結果報告書

〔対象年度：令和元年度〕

令和2年12月

厚木市自治基本条例推進委員会

1 点検結果の報告に当たって

自治基本条例の運用状況については、全ての点検項目において「妥当」という点検結果となり、自治基本条例の趣旨を実現するための市による取組が継続されていることが確認できる点検結果となった。

第36条（住民投票）については、点検結果としては「妥当」とし、投票結果の尊重を規定している第2項は評価不能である旨の意見を付した。

その他、報告書には記載しないが会議の中で出された委員からの意見には、市に改善を求める意見だけでなく、今後の行政運営のヒントとなる意見もあると思われるので、会議録等を確認の上しっかりと受け止めていただきたい。

令和2年12月

厚木市自治基本条例推進委員会

委員長 牧 瀬 稔

職務代理 北 風 純 章

委員 阿 部 真由美

委員 安 藤 通

委員 池 上 真理子

委員 清 原 悠

委員 越 路 健 広

委員 高 乗 智 之

委員 田 代 宰

委員 成 田 正 一

委員 宮 田 幸 紀

（委員は50音順）

2 自治基本条例運用状況の点検方法、点検結果及び委員会からの意見

(1) 点検方法

ア 点検対象

自治基本条例第15条から第37条までの規定

イ 点検の視点

(ア) 各条文の内容が実施されているか否かという形式的な視点

(イ) 取組事項の内容や方法が各条文の趣旨を実現するものとして適切か否かという実質的な視点

(2) 点検結果

市から報告された自治基本条例運用状況報告書に基づき、各条文に関連して取り組んだ事項について、各委員からの意見を集約することにより、「妥当」、「おおむね妥当」又は「不十分」の3段階で評価する。

(3) 委員会からの意見

委員個人の意見ではなく、委員会の総意として意見を付す必要がある場合には、点検結果の区分にかかわらず委員会の意見を付する。

【目次】

第15条関係		1
第16条関係		3
第17条関係		4
第18条関係		5
第19条関係		7
第20条関係		8
第21条関係		9
第22条関係		10
第23条関係		11
第24条関係		12
第25条関係		13
第26条関係		14
第27条関係		15
第28条関係		16
第29条関係		17
第30条関係		18
第31条関係		19
第32条関係		21
第33条関係		22
第34条関係		23
第35条関係		24
第36条関係		25
第37条関係		26

【第15条関係】

(行政運営の基本事項)

第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

〔運用状況〕

- ① 市民参加度を高めた「市民参加型外部評価」を実施することなどにより、事業の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立し、市民参加による行政運営を行っている。また、市民活動団体の専門性、柔軟性等をいかした公益的な事業の提案を募集し、提案された事業を市民活動団体と市が協働で行うことで、課題解決を図っている。
- ② 第6次厚木市行政改革大綱「あつぎ行政経営プラン」実施計画に基づき、厚木市の人的・物的資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営をしている。
- ③ 市民参加型外部評価の実施などにより、市民福祉の充実度や施策の成果に対する市民の声をいかながら改善に取り組んでいる。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会 からの 意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 妥当(平成22年度) 実施段階については、多岐にわたるので点検項目としない。 2 妥当(平成23年度) 職員アンケートについては、もっと積極的に回答する必要があるのではないかと。 単にこれまでの取組を継続するのではなく、創意と工夫を重ね、不断の改革・改善を図られたい 3 おおむね妥当(平成24年度) 職員アンケートについては、積極的に回答するなど、市職員は、自治基本条例の趣旨を認識し、政策等のPDCAサイクルを意識した行政運営を一層推進するよう意識されたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

【第16条関係】

(総合計画)

第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

〔運用状況〕

- ① 基本構想を含む第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」は、市民と市職員とで構成される厚木市新総合計画市民・職員協働検討会から受けた提言を基に、平成20年度に策定済みであり、総合計画に基づく各種事業を着実に推進するための進行管理を行っている。
- ② 令和元年度は、総合計画との整合を図り、2つの個別計画を策定した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	特になし
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

【第17条関係】

(組織等)

第17条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

〔運用状況〕

- ① 市の組織については、部内の施策の総合調整及び所掌事務・事業の施行方針の立案、総合計画の進行管理、予算の管理等を所管する政策調整担当を設置し、横断的な政策調整の機能の強化を図っている。
- ② 職員の個性をいかしながら能力を最大限に発揮し、組織を活性化させるため、厚木市人材育成基本方針に基づき、人事評価及び職員本人が申告する配属希望申告書等を実施し、能力及び適性をいかした人事配置を実施し、職員のモチベーションの向上と組織力の強化を図っている。
- ③ 人材育成基本方針については、平成15年3月に策定、平成27年1月に改定を行い、同基本方針に基づき、人材確保、職員研修及び人材活用に取り組んでいる。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 妥当(平成23年度) 組織の細分化については、縦割り行政や非効率な行政運営にならないよう、留意すること。 第2項前段部分の趣旨を発揮できるよう、更に努力されたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第18条関係】

(行政評価)

第18条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

〔運用状況〕

- ① 第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」第2期基本計画に掲げる30の基本施策の進捗状況、目標の達成状況について評価し、取組の見直しや施策立案に向けた政策形成支援を行っている。
- ② 外部評価委員及び外部評価モニターによる「市民参加型外部評価」を実施。平成26年度からインターネットを通じた生中継とインターネット投票も実施し、市民参加度をより高め、市の事業を評価している。
- ③ 行政評価の結果は、市ホームページ等で公表し、市民の意見を反映させた行政運営をしている。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度から24年度） （１）教育委員会の点検・評価に市民参加の余地があるのではないか。 （２）行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備が必要ではないか。 2 おおむね妥当（平成23年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民が確認できる仕組みを整備するとともに、評価結果の概要を広報紙に掲載すべきである。 3 おおむね妥当（平成24年度） 行政評価の結果を踏まえた行政運営が行われていることを市民がチェックできる仕組みの整備を実現されたい。 4 おおむね妥当（平成25年度） 教育委員会の点検・評価に市民参加を取り入れることとした点は評価できるが、今後この規定を適切に運用すること。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

【第19条関係】

(財政運営)

第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

〔運用状況〕

- ① 市債現在高や公債費に留意し、健全化判断比率や財政指標の適正化に努め、中長期的な展望に立った財政運営を行っている。
- ② 公共建築物長期維持管理計画による建築物の計画的で適切な維持管理や効果的な予防保全を通じて長寿命化を図り、今後の財政負担の軽減や建築物の機能向上を図る事業の執行管理を行っている。
- ③ 予算編成の際には、「あつぎ元気プラン」第4期実施計画の重点戦略を十分に踏まえた上で、計画に位置付けられた各事業を目に見える形で推進できるよう必要な予算を措置し、事務事業評価、施策評価及び市民満足度調査の結果を十分に考慮した予算編成を行っている。
- ④ 財政運営の透明性を高めるため、広報あつぎや市ホームページでの情報提供、各種冊子を作成し配布することで、財政状況を積極的に公開している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 健全な財政運営は行われている。ただし、中長期的展望を明らかにする必要があるのではないか。 2 妥当（平成30年度） 自治体の役割として、大幅な黒字を維持するより、効果的に財政支出を図ることで、中長期的には地方からの景気上昇にもつながるのではないか。
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第20条関係】

(危機管理)

第20条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

〔運用状況〕

- ① 市民の生命、身体及び財産を保護するための総合的な対策として、地域防災計画等などの各種計画の策定、暴力団排除条例、客引き行為等防止条例等の条例の制定、避難行動要支援者制度などの各種制度の構築、防災会議の設置などの関係機関との連携体制の構築、国・県を始め防災姉妹都市、市内企業、大学等との災害時相互協力協定の締結、各種訓練の実施などに取り組んでいる。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 妥当（平成30年度） 災害が起きる前の対応等に係る協議を広域的に取組み、国、県、市町村間の連携強化に努められたい。
平成30年度見直しでの答申	危機管理については、現状において包括的に規定されているため、規定の改正をする必要はないものとする。 もっとも、近年、東日本大震災等の大規模災害が多く発生していることから、今後地域防災計画等の危機管理に関する計画等を策定あるいは改定する際には、市長等及び市民の責務について、事前、発生時及び事後の段階毎に示すことで、本条の趣旨をより実効性のあるものとなるよう検討されたい。
答申に対する取組状況等	地域防災計画につきましては、市民の意見を取り入れ、平成31年3月に改訂しているところでございます。 市長等及び市民の責務につきましては、国の防災基本計画や神奈川県地域防災計画の動向を踏まえ、今後、調査・研究してまいります。

【第21条関係】

(情報の公開等)

第21条 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

- ① 行政文書を分かりやすく作成し、かつ適正に保管するため、行政文書の保管及び作成について厚木市行政文書作成規程及び厚木市行政文書取扱規程を制定し、研修の実施など、職員に対し周知徹底を図っている。
- ② 厚木市情報公開条例及び厚木市積極的な情報公開の推進に関する要綱の運用により、積極的な情報公開・情報提供を推進している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 妥当（平成26年度） 市ホームページでの会議録の公開について、審議内容に応じて適切な期間、市民が閲覧できるような運用を検討されたい。また、歴史的価値のある行政文書の管理の在り方について検討されたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第22条関係】

(個人情報の保護)

第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

① 個人情報の適正な管理及び利用を図るために厚木市個人情報保護条例を制定している。

また、制度の適正な運用を図るために、職員に対する研修の実施等、個人情報の適正な管理及び利用に努めている。

② 個人情報を取り扱う事務や実際に個人情報が記載されている個人情報ファイルを登録し、市政情報コーナーにおける閲覧により公表している。

③ 前年度における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、個人情報保護審査会に報告した後に、個人情報保護条例第50条の規定に基づき、広報あつぎ及び市ホームページ掲載、市政情報コーナーにおける閲覧により公表している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 災害時等における市民の安全を守るための個人情報の取扱いについて検討することが求められる。
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第23条関係】

(法令遵守)

第23条 市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

〔運用状況〕

- ① 市長及び市職員が法令及び条例等を遵守することを定めた、厚木市職員の公正な職務の執行の確保等に関する条例に基づき、厚木市職員行動指針を策定し、定期点検の実施及び各部の政策調整担当の課長等による副総括倫理管理者会議を開催し、これらの趣旨を徹底することにより公正な職務の執行に努めている。
- ② 情報分野では、職員が情報システムを使用するに当たっての情報資産等に対する法令遵守、倫理とマナーを守り利用できるよう注意喚起を行うなど、情報セキュリティポリシーを運用している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 妥当（平成25年度） 市民参加条例を始めとした各条例の趣旨や目的を意識するとともに、適切な運用に努められたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

【第24条関係】

(法令の解釈等)

第24条 議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

〔運用状況〕

- ① 職員が、法令及び条例等を自主的に解釈し、条例等を制定することができるよう、必要な知識を習得するため、政策法務等に関する研修を実施している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 市民のための法解釈や条例制定の能力を職員が身に付けることが求められる。 2 妥当（平成23年度） 個別法について、縦割りの国の解釈をそのまま受け入れるのではなく、厚木市の実情を踏まえ、市自らが解釈することなどにより、積極的に「政策法務」を実践してほしい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第25条関係】

(行政手続)

第25条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

- ① 行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行うとともに、申請に対する処分（許認可）の「審査基準」及び「標準処理期間」並びに不利益処分（許認可の取消し等）に係る「処分基準」を設定し、運用した。
- ② 必要に応じて行政手続条例の一部改正を行っている。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成23年度） 審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努めること。 2 おおむね妥当（平成24年度） 取組は評価できるが、早急に審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導指針の設定率を把握するとともに、より適切な設定に努められたい。 3 妥当（平成25年度） 行政指導指針の調査の実施について検討されたい。 4 妥当（平成27年度） 行政手続制度は的確に運用されているように思われるが、審査基準、標準処理期間、処分基準及び設定率が他市と比較し著しく高いので、市で行っている調査内容について専門委員を活用する等して検証する必要があるのではないか。 5 妥当（平成29年度） 「審査基準」、「標準処理期間」、「処分基準」の設定率の向上に努められたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

【第26条関係】

(市民からの要望等への対応)

第26条 市長等は、市民からの要望、苦情等への対応の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応し、その経過及び結果について回答するものとする。

〔運用状況〕

- ① 市民からの要望、苦情等に対応する仕組みとして、「わたしの提案」制度の適正な運用を図り、迅速な対応（回答）に努めている。
- ② 市民からの要望、苦情等への対応と政策等への反映を目的に、市民と市長が直接意見を交わす「市民対話事業」を実施している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組まれない。 2 おおむね妥当（平成23年度） （1）要望、苦情等に対応するためのより適切な仕組みを更に検討してほしい。 （2）特に苦情処理についての職員の啓発に心掛けてほしい。 3 おおむね妥当（平成24年度） 更に広く要望、苦情等に対応できる仕組みの構築、強化に取り組まれたい。 4 妥当（平成27年度） 市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的に取りまとめ、公表することを検討されたい。 5 妥当（平成29年度） 引き続き、市に寄せられた要望・苦情等への対応状況について全庁的に取りまとめ、公表することを検討されたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

【第27条関係】

(行政処分等に対する不服への対処)

第27条 市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

〔運用状況〕

- ① 行政処分等に不服がある場合には行政不服審査法に基づき手続を行う必要があるため、行政不服審査制度に関する市民の方向けのマニュアルを作成し、市政情報コーナーや行政処分を行う担当課の窓口に設置し、活用している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会で行った意見等	1 妥当（平成22年度） 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。 2 おおむね妥当（平成23年度） 行政不服審査法の改正が予定されるので、これに適切に対応することが求められる。また、行政不服審査制度のマニュアルの作成を早急に進められたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第28条関係】

(政策等に対する意見等)

第28条 市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

〔運用状況〕

- ① 「わたしの提案」の適正な運用を図り、迅速な対応（回答）に努め、市民ニーズや市政への意見を把握し、市政運営の参考にしている。
- ② 自治会長とのまちづくりフリートークや子育てコミュニティトークの実施等、現地対話主義を推進するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 不十分（平成23年度） 政策提案をしっかりと受け止める制度を整備すること。わたしの提案制度を政策提案の制度として用いるのであれば、さらに、市全体での対応と公表を仕組みに盛り込まなければ不適切である。 2 おおむね妥当（平成24年度） 取組については評価できるが、「わたしの提案制度」を政策提案制度として再構築することが求められる。また、その際には、市全体での対応と公表の仕組みを盛り込まれたい。 3 おおむね妥当（平成25年度） わたしの提案制度を政策提案の仕組みとして再構築したことは評価できるが、今後、本規定を適切に運用すること。 4 おおむね妥当（平成26年度） 「わたしの提案」制度により、提出された政策提案の意見等の概要及びこれに対する市の考え方を公表すべきである。また、市民が政策提案を提出しやすいように様式を整備するとともに、政策提案の分かりやすい記載方法等について周知に努められたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

【第29条関係】

(条例等の制定等への市民参加)

第29条 市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

〔運用状況〕

- ① 市民参加手続については、本規定に基づき制定した厚木市市民参加条例に基づき、条例の制定改廃などの対象行為を行う際には、パブリックコメントを始めとする市民参加の機会を設けて、より多くの市民から多様な意見を求め、まちづくりへの市民の意思の反映に努めている。

また、市民から意見等が提出された場合には、自治基本条例第5条に規定する「情報共有の原則」及び「説明責任の原則」にのっとり、市ホームページや市政情報コーナー、各地区市民センター等に、当該意見等の概要及びそれらに対する市の考え方を分かりやすく、かつ、情報を得やすい形で、広く公表することにより、市民との情報の共有を図っている。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	特になし
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第30条関係】

(事業の実施に係る市民参加)

第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

〔運用状況〕

- ① 総合計画実施計画事業のうち、いわゆる「大型プロジェクト」として位置付けられるものなど、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業について、説明会等を開催し、事業の実施方法等を市民に説明し、説明責任を果たすとともに意見の把握に努めている。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	・ おおむね妥当（平成22年度） 市全体に影響を及ぼす公共事業については、広く市民に対して丁寧な説明をされたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第31条関係】

(審議会等の運営)

第31条 市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

〔運用状況〕

① 市民参加条例、同施行規則、厚木市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、審議会等の委員を選任しており、委員総数の20パーセント以上の委員の公募に努めている。

② 審議会等の委員の選任区分のうち学識経験者については、選任理由の詳細を公開している。

③ 審議会等の開催予定は、市ホームページ及び市政情報コーナー掲示板で事前に周知し、会議等は、原則公開としている。

また、会議録についても市政情報コーナーや市ホームページに掲載・公表している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） （１）委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 （２）公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。 （３）非公開とすべき会議を除き、今後とも確実に公開することが求められる。 2 妥当（平成23年度） 委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 3 妥当（平成24年度） （１）委員の公募率、公募委員の比率を高めるように努められたい。 （２）公募委員を除く委員の選任の根拠を明確にされたい。 4 妥当（平成25年度） （１）公募内容を周知し、応募率を高めるよう努められたい。 （２）学識経験者の選任の根拠を示すべきである。 5 妥当（平成29年度） （１）女性委員の更なる登用に努められたい。 （２）会議録に発言者名を明記することを検討されたい。
平成30年度 見直しでの 答申	「附属機関に類する機関」については、規定からの削除あるいは文言の変更をすることによる、市民会議やワークショップ等市政に対して市民から意見を聴取する手法への影響について再度精査した上で、改めて改正の要否について検討されたい。

【第32条関係】

(コミュニティ団体に対する市民等の責務)

第32条 市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

〔運用状況〕

- ① 厚木市自治基本条例の趣旨を踏まえ、市民、コミュニティ団体を含む市民活動団体の役割や責務を明らかにした市民協働を実践するためのルールである、厚木市市民協働推進条例の適正な運用に努めている。

具体的には、コミュニティ団体の自主的な活動を支援するため、自治会活動補助金や市民活動推進補助金を交付しているほか、ボランティア相談や市民活動団体向けの講座などを実施している。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	特になし
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第33条関係】

(コミュニティ団体との協働)

第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

〔運用状況〕

- ① まちづくりの問題解決に向けて、コミュニティ団体との協働を進める仕組みとして、市民協働推進条例を制定し、補助金の交付や備品の提供等様々な形でコミュニティ団体の活動の支援に努めている。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 妥当（平成25年度） 市民協働事業提案制度は、活動団体が事業を実施しやすくなるよう予算や事業実施方法等について、より柔軟な対応を検討されたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第34条関係】

(地区市民自治推進組織)

第34条 市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

〔運用状況〕

① 地域の独自性を尊重した地域活動の実施を支援するため、補助金を交付している。

なお、令和元年度は10地区の地区市民自治推進組織に地域づくり推進事業補助金（地区市民自治推進組織割分）を交付した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに委員会が付した意見等	1 評価不能（平成22年度～平成24年度） （1）地区市民自治推進組織が活動を開始するまで、評価不能。 （2）地区市民自治推進組織の設置に向けて、積極的に取り組まれたい。 2 評価不能（平成25年度） 市民による地区市民自治推進組織の設置を促進すべく、組織の枠組みを示す等の具体的な検討に取り組まれたい。 3 評価不能（平成26年度） 地区市民自治推進組織の設置について引き続き協議を進められたい。 4 おおむね妥当（平成27年度） 市による地区市民自治推進組織に関する取組が進展していることは評価できる。取組が開始されたばかりなので、今後の活動状況を見守りたい。
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第35条関係】

(市民の課題解決に対する意識の高揚等)

第35条 市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、**必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援する**ものとする。

(1) **市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成**

(2) **まちづくりに取り組む人材の育成**

〔運用状況〕

- ① 市民協働に関する取組事例を「広報あつぎ」に掲載するなどし、市民参加及び市民協働に関する取組について、市民の意識の高揚を図っている。
- ② まちづくりの担い手である市民活動団体及びボランティア団体の指導者等を対象に、市民活動を効果的に実践するための手法、知識及び技能を習得するための講座を実施するなど、まちづくりの担い手である市民活動団体及びボランティア団体の人材育成を図っている。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） 人材を生かす取組につなげるよう検討されたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし

【第36条関係】

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

〔運用状況〕

① 厚木市住民投票条例を、平成24年12月25日に公布、平成25年4月1日に施行している。

なお、令和元年度末時点では、本市において、住民投票に関する請求や相談等はない。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	第二項については住民投票が行われない限り、評価不能

これまでに委員会が付した意見等	1 評価不能（平成22年度～平成30年度） 第二項については住民投票が行われない限り、評価不能
平成30年度見直しでの答申	特になし

【第37条関係】

第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

〔運用状況〕

- ① 厚木市単独では解決が困難な行政課題に対応するため、首長を交えた連絡会などの組織による協議を行うなど、様々な形で国、県、近隣市町村との連携に努めている。
- ② 厚木市の魅力を広く発信するため、様々な媒体を用いた情報発信に努めるとともに、寄せられた市外の人々からの意見についても、真摯に対応している。
- ③ 市民による国際交流活動に必要な支援を実施し、市民相互の国際交流を促進している。
- ④ 国内外の友好都市等とスポーツを通じた交流を進め、相互理解と友好親善を図っている。
- ⑤ 広域連携及び交流をする際には、その目的及び内容を公表し、市民の参加を得るとともに、市民が主体となった活動に対しても様々な支援をするなど、市民協働による広域連携及び交流に努めている。
- ⑥ 市民が主体となって進める国内都市との友好交流事業に対し、必要な支援を行うことにより、都市間の交流を促進するための「厚木市都市間交流促進支援要綱」に基づき運用した。

点検結果	☒ 妥当 ☐ おおむね妥当 ☐ 不十分
委員会からの意見	

これまでに 委員会で付 した意見等	1 おおむね妥当（平成22年度） （１）情報発信を効果的に行うため、PR方法に様々な方策を取り入れるべきである。また、市外の人々の意見をまちづくりに生かすための取組も検討されたい。 （２）継続的に交流することが肝要ではないか。 （３）市民に対して積極的に交流事業の周知を図られたい。 （４）国内の人々との交流のための制度を設けることを検討されたい。 2 妥当（平成23年度） 市民に対して分かりやすい公表に努められたい。
平成30年度 見直しでの 答申	特になし